

岩手県告示第 653 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 9 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
特定非営利活動法人まちのふくしネットワーク	岩手郡滝沢村鶴飼字笹森 1 番地 87	おらほ小岩井デイサービス	おらほ風林デイサービス	岩手郡滝沢村大釜字風林 58 番地 5	平成 19 年 8 月 1 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社会福祉法人千晶会	盛岡市上太田穴口 53 番地	千年苑在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	千年苑居宅介護支援事業所	盛岡市上太田穴口 53 番地	平成 18 年 4 月 1 日